

令和 3年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：産業支援課
 担当名：総務・地場産業担当
 内線：3764 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B29	埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事業		一般会計	商工費	商工業費	商工振興費	新型コロナウイルス感染症対策協力金支給事業費		
事業期間	令和 3年度～	根拠法令				宣言項目		SDGsゴール	
				分野施策		SDGsターゲット			
1 事業概要			5 事業説明						
<p>まん延防止等重点措置等に伴い、酒類の提供自粛を伴う飲食店の休業・時短営業の影響を受けた酒類販売事業者等に対して協力支援金を給付する。</p> <p>(1) 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事業 △1,035,809千円 申請件数が見込みを下回ったことにより生じた執行残の減。</p>			<p>(1) 事業内容 令和3年4月以降に実施されたまん延防止等重点措置等に伴い、酒類の提供自粛を伴う飲食店の休業・時短営業の影響を受けた酒類販売事業者等に対して県独自の協力支援金を給付する。</p> <p>(2) 事業計画 対象：以下のすべてを満たす中小法人等又は個人事業者 1) 埼玉県内に住所・本店がある酒類販売事業者（酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を受けている者） 2) 酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた埼玉県内の飲食店との直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者又は埼玉県外の緊急事態措置区域若しくはまん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店との直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者 3) 対象月（令和3年4・5・6月）の月間売上が前年又は前々年同期比で30%以上減少している酒類販売事業者 給付額：対象月（令和3年4・5・6月）の売上減少額 【給付上限額】売上減少率30%以上50%未満 中小法人等：90万円、個人事業者：45万円 売上減少率50%以上 中小法人等：30万円、個人事業者：15万円 （いずれも、各月分の上限額はそれぞれの1/3の額） 【給付回数】1事業者につき1回（4・5・6月分をまとめて給付）</p> <p>想定申請件数：約1,250件（県内の一般酒販店、業務用卸主体店等の70%が申請と想定）</p> <p>(3) 事業効果 経営に甚大な影響を受けている酒類販売事業者等を支援する。</p> <p>(4) 県民・民間活力・職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況</p>						
2 事業主体及び負担区分 (国10/10、県0) 地方創生臨時交付金									
3 地方財政措置の状況									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
予算額		財源内訳					一般財源	補正後の 予算額	
決定額	△1,035,809	国庫支出金	△1,035,809				0	594,693	
現計額	1,630,502		1,630,502				0		